

平成 24 年 5 月 1 日

川崎レディースクリニック

実施責任者 川崎 徹 様

(施設 No.120008)

公益社団法人日本産科婦人科学会

理事長 小西 郁 生



学会見解に基づく諸登録の更新申請受理通知書

貴院より更新申請のありました

体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録

顕微授精に関する登録

ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録

につきまして、本会はこれを受理しましたのでご通知いたします。本会の見解を遵守し、下記事項にご留意ください。

なお、この登録承認は日本産科婦人科学会倫理委員会内登録・調査小委員会による、一般不妊臨床医のために平均的と考えられる生殖医療の指針や考え方に基づく施設登録であり、各施設が社会的、倫理的考え方により工夫されるインフォームド・コンセント様式や ART の手段・設備などに保証あるいは制限を加えるものではありません。

したがって、インフォームド・コンセントに記載された ART の内容や同意条項に関する法的問題が発生した場合、本登録承認が同意書に記載された内容や条項の責任を担保するものではないことを付記いたします。

記

- 1 登録内容のいずれかに変更が生じたときは、すみやかに本会宛変更の届出を提出すること
- 2 本会より実施についての報告を求めた際は、すみやかに応じること

<安全管理に関する留意事項>

ART登録施設は、生殖医療の安全を確保するため、下記の事項に留意すること。

- 1 生殖医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げること。
- 2 生殖医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握するとともに、医療機関内における事故報告等の生殖医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。
- 3 生殖医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施すること。
- 4 体外での配偶子・受精卵の操作にあたっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築すること。なお、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・いわゆる胚培養士のいずれかの職種の職員2名以上で行う必要がある。
- 5 各ART登録施設は安全管理体制の状況を、「ARTの臨床実施における安全管理に関する調査票」を用いて、毎年、日本産科婦人科学会倫理委員会に報告すること。報告のない場合、および報告内容に問題のある場合は、登録を抹消されることがある。

※本書は再発行できませんので大切に保管してください。